

2021年4月1日策定
2024年10月15日改訂

ニチアスセラテック株式会社 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させる事ができ、社員全員が働きやすい環境をつくる事によって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにする為、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2021年 4月 1日 ~ 2026年 3月31日の5年間

2. 内 容

目 標 1 所定外労働時間の削減に継続的に取り組む
(ノー残業デーの徹底・法定休日含む所定外労働時間の削減)

<対 策> 2021年4月より実施

- ・水曜日の出勤時に水曜日がノー残業デーである事を周知する。
- ・部門長は毎週水曜日の朝礼・終礼時に定時帰宅を指導する。
- ・36協定における特別条項適用の延長限度時間に、法定休日労働を含めて管理、所定外労働時間の削減を進める。

目 標 2 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育児休業中の社会保険料免除など社内制度の周知と公的制度の情報提供を行う

<対 策> 2021年4月より実施

- ・公的制度、社内規程をわかりやすいパンフレット形式で作成・見直しをする。
- ・社内掲示または配布により周知を行う。以降、継続的に情報提供を行う。

目 標 3 有給休暇の取得率の向上を目指す(従業員平均取得率70%)

<対 策>

- ・2021年4月より: 有給休暇取得推進日を4日設ける。
- ・2021年4月より: 半期毎に計画の進捗を管理し、取得率の向上を目指す。
- ・2021年4月より: 部署毎に有給取得計画を作成し、年間で60%以上の取得を目指す。
- ・2023年4月より: 部署毎に有給取得計画を作成し、年間で70%以上の取得を目指す。

以 上